

三郷市立前川中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、学校教育目標を「自学・親愛・鍛錬」とし、『令和の日本型学校教育』を推進するとともに、三郷の教育 四つの礎「授業改善」「読書のまち三郷の推進」「家庭教育の充実」「夢への挑戦」にも取り組み、特色ある教育活動を展開している。

「授業改善」では、「授業の心得」を基盤とし、本校独自の「授業の約束 10 カ条」を通して、教員一人一人が分かる授業を心掛け、生徒に基礎・基本の定着を図っている。また、生徒は落ち着いて学習に取り組んでいる。

「読書活動」では、「朝読書」や地域ボランティアによる「読み語り」による読書習慣づくり、司書と連携した学校図書館の積極的な利活用により、生徒に読書の楽しさ、知る喜びを伝え、豊かな生徒の育成に努めている。

また、道徳では、「考え、議論する道徳」の充実を図り、「個性の伸長」「公正・公平、公德心」「規範意識」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる機会とする。また、「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」など、いじめに向かわない態度や能力を育成していく。

このような取組を踏まえ、平成 25 年度のいじめ防止対策推進法第 2 条の「いじめの定義」がかわり、本校においてもいじめの理解を深め、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子にも起こりうる」という意識を持ち、いじめ防止、早期発見、対応が計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を以下に記載する。

1 いじめの未然防止

(1) 人間力を高める道徳教育の充実

- ・道徳教育では「自他ともに、よりよく生きる生徒の育成」を掲げ、道徳の授業公開、全員で教える道徳授業、心を育てる体験活動を通じて基本的な生活習慣、きまりの遵守、善悪の判断等を身につけられるよう取り組む。
- ・教育活動全体を通じ、「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・考え、議論する道徳の授業の中で意図的に「葛藤場面」を設けることで、状況や立場等によって、多様な考えがあること気付かせる。
- ・道徳的価値及び人間としての生き方についての自覚を深める。
- ・生徒一人一人の道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力を高め、道徳的実践意欲と態度の向上を目指す。
- ・体験的な活動と密接に関連させ、指導する。
- ・ティームティーチングや役割演技、写真、VTRの使用、保護者や地域の人材の活用など、創意工夫ある指導をする。

(2) 豊かな体験活動の充実

- ・学校行事や児童会活動を通して、友だちと理解し合い交流し合う喜びを実感させる。
- ・福祉体験、ボランティア体験、職業体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。

(3) 生徒会主体の取組

生徒会と各委員会とが連携を深め、共通認識のもとで前川中学校を見つめ、よりよい学校にしていくことを目標にしている。

①朝のあいさつ運動

毎朝、保護者や地域の方々、教職員と一緒に「あいさつ運動」を実施し、明るい気持ちで学校生活がスタートできるようにする。さらに、小中連携として、近隣の小学校の児童と合同であいさつ運動を行う。

②生徒会新聞「月刊前川LIFE（ライフ）」の発刊

生徒会本部と各委員会が協力し、あいさつ運動や授業規律、服装といった学校内のことから、登下校の安全、読書や食、保健衛生についてなど幅広く学校生活について記事にしている。

③花壇づくり

ボランティア生徒を募り、校庭を美しい花で飾り、生徒の気持ちを穏やかにし、落ち着いた温かい校風を目指す。

(4) 意識の啓発

- ・一人一人がいじめ撲滅の「宣言カード」を作成し掲示する。
- ・生徒会主催の生徒集会で「いじめ撲滅宣言」を行う。
- ・人権週間においても、学活の時間と朝読書を通して生命尊重の精神や人権感覚を育む。

2 早期発見のための対策

いじめの未然防止のため、いじめの起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行っていく。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

例えば、いじめられていても本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

具体的内容は次の通りである。

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・教職員は、生徒に積極的に言葉がけをして、生徒とのコミュニケーションを図り、生徒の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・「フォーサイト手帳」を活用して、生徒の実態把握と適切な指導に努める。
- ・休み時間や昼休み等、生徒の様子に目を配り「生徒がいる所には、教職員がいる」ことを目指す。

(2) 教育相談の実施体制

- ・生徒及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と生徒の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。

①いじめ相談窓口（教頭及び学年主任）

②第1教育相談室、第2教育相談室、第3教育相談室との連携

③さわやか相談員、スクールカウンセラーの活用

④授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携

⑤教育相談日の設定

- ・「学校生活に関するアンケート」を毎月行い、必要に応じて教育相談を実施する。

(3) 校内研修の実施

- ・生徒理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

携帯電話、パソコン、スマートフォン等によるインターネットの家庭への普及が急速に進んでおり、生徒についても、ネット上のいじめや詐欺等の犯罪の被害等、インターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が増している。家庭や、地域、吉川警察署などの関係機関等と連携して対策を講じていく。

- ・インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員（生徒、保護者）を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。
- ・ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。

3 いじめの対応

教員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、直ちに組織的に対応する。その際、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、報連相、共通理解・共通行動（マニュアルで確認・実行）を徹底する。

(1) 適切な実態把握

- ・当事者双方、周りの生徒から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。

(2) 組織的な対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。

(3) 生徒への指導、支援

- ・いじめられた生徒の保護、心配や不安を取り除く支援を行う。
- ・いじめを行った生徒に対して、相手の苦しみや痛みを心に寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる

(4) 保護者との連携

- ・いじめられた生徒及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。
また、いじめを行った生徒の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め学校との連携について協議する。

(5) 関係機関への報告・相談

- ・必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関との連携を行う。（吉川警察署、越谷児童相談所等）

4 校内組織

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導担当・教育相談主任・教育相談担当・養護教諭
さわやか相談員・スクールカウンセラー

〈活 動〉

早期発見に関すること。

未然防止に関すること。

対応に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する生徒の理解を深める取組。

〈開 催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催する。

(2) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教員は、被害生徒及び加害生徒に対して、日常的に注意深く観察していく。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

①三郷市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

〈構成員案〉校長・教頭・教務主任、学年主任、生徒指導主任・学年生徒指導担当・教育相談主任

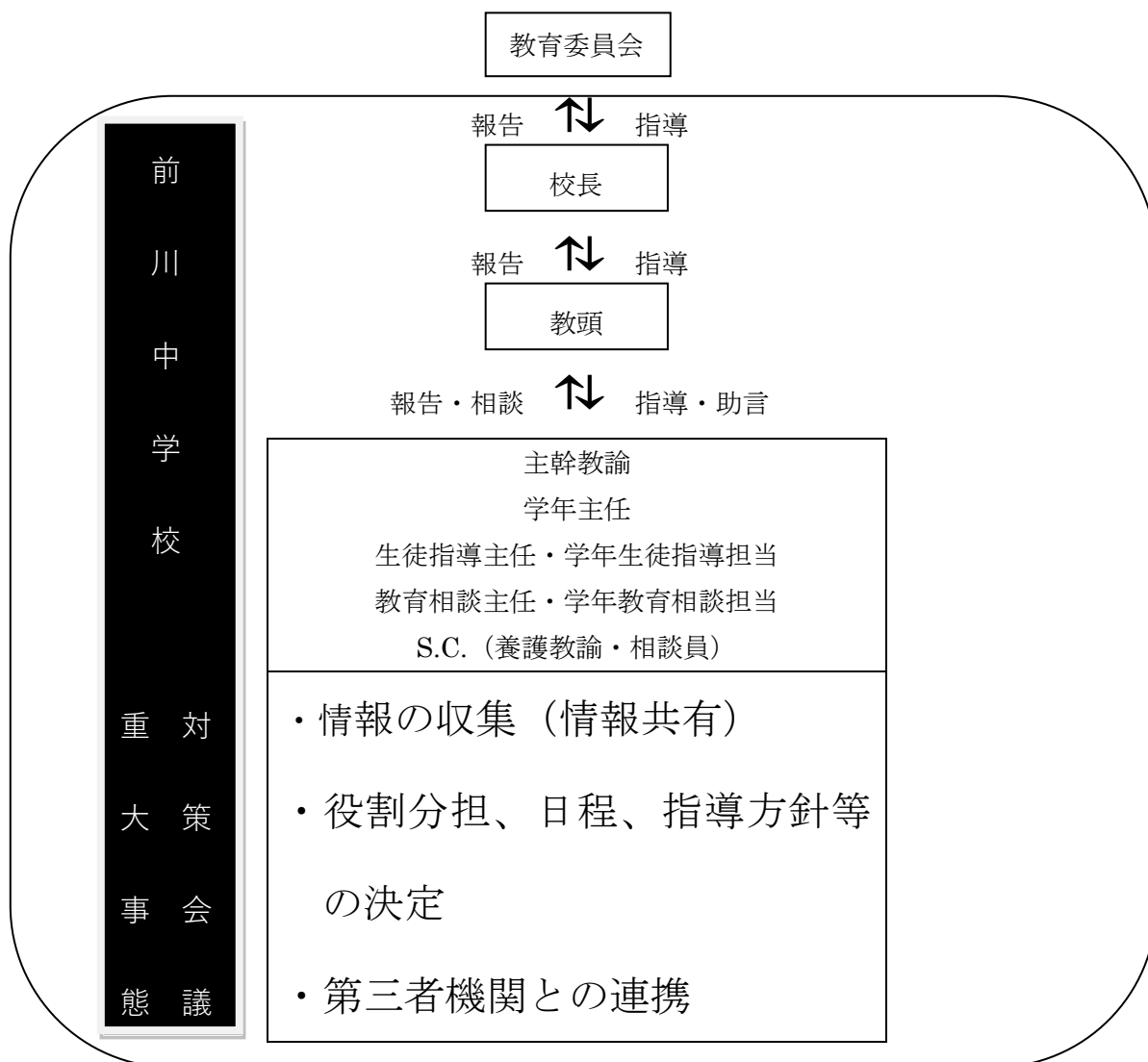
③「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った生徒の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。

⑤「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。

(重大事態発生時の対応)

組織図



学年職員・各部活動顧問・全職員
被害者からの情報収集・加害者からの情報収集 双方保護者への指導方針の説明・協力要請 被害者側の心のケアに係る取組の継続 加害者側への二度と繰り返さない指導の継続 認知していた集団への指導 全体への指導（学級経営・道徳教育・人権教育・集団力の育成・積極的な生徒指導・集会等）

※何よりも、日頃より、重大事態につながらない日常の指導を充実させる。

※対応にあたっては、「情報共有（情報の一本化）」、「明確な方針」、「迅速さ」を全職員で共有し、加害被害を含め、全校生徒の健全な成長を図って指導にあたる。